

○徳島県警察運営総合企画委員会設置規程

(昭和47年12月28日本部訓令第19号)

改正	昭和49年3月29日本部訓令第6号	昭和50年3月25日本部訓令第4号
	昭和57年7月21日本部訓令第13号	昭和59年3月27日本部訓令第6号
	平成3年1月24日本部訓令第1号	平成6年1月24日本部訓令第3号
	平成15年8月5日本部訓令第17号	平成16年3月16日本部訓令第5号
	平成17年3月23日本部訓令第10号	平成23年3月31日本部訓令第11号
	平成26年3月28日本部訓令第8号	平成30年3月30日本部訓令第13号
	令和4年3月18日本部訓令第8号	令和5年3月17日本部訓令第8号

徳島県警察運営総合企画委員会設置規程を次のように定める。

徳島県警察運営総合企画委員会設置規程

(委員会の設置)

第1条 県警察に徳島県警察運営総合企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、変動する社会情勢に適応する警察業務の推進に資するため、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 業務運営の基本的指針、計画等の策定(廃止及び重要な改定を含む。)に関する事。
- (2) 警察組織の大規模な改編に関する事。
- (3) 警察施設の整備計画の策定に関する事。
- (4) 職員からの提案事項の審査に関する事。
- (5) 本部長の特命事項に関する事。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもつて組織し、その構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 委員長 本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 部長(警務部長を除く。)、局長、校長、首席参事官、総務企画課長、会計課長、警務課長及び情報通信部長

(委員会の運営)

第4条 委員長は、委員会を代表し、その運営を総理する。

2 委員長は、必要の都度委員会を招集し、これを主宰する。

3 委員長は、必要により委員以外の職員及び部外の学識経験者の出席を求めることができる。

4 委員長は、委員会開催の都度議事録を作成するものとする。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(専門部会の設置)

第5条 委員会の諮問機関として専門部会を置く。

(専門部会の任務)

第6条 専門部会は、委員会から命ぜられた事項の企画及び調査・研究を行い、その経過及び結果を委員会に報告するものとする。

(専門部会の組織及び運用)

第7条 専門部会は、部会長及び部会員をもつて組織し、その構成は、次の各号に

掲げるとおりとする。

(1) 部会長 前条の下命事項を主管する部課長

(2) 部会員 別に本部長が指名する者

2 専門部会の種類及び運用は、別に定める。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、総務企画課において処理する。

2 専門部会に関する事務は、部会長の指定する課(学校を含む。)において処理する。

附 則

1 この規程は、昭和48年1月1日から施行する。

2 徳島県警察事務合理化委員会設置規程(昭和36年徳島県警察本部訓令第15号)および職員の提案に関する規程(昭和36年徳島県警察本部訓令第16号)は、廃止する。

附 則(昭和49年3月29日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月25日本部訓令第4号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年7月21日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和57年7月21日から施行する。

附 則(昭和59年3月27日本部訓令第6号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成3年1月24日本部訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年1月24日本部訓令第3号)

この訓令は、平成6年3月17日から施行する。

附 則(平成15年8月5日本部訓令第17号)抄

1 この規程は、平成15年8月5日から施行する。

附 則(平成16年3月16日本部訓令第5号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則(平成17年3月23日本部訓令第10号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月28日本部訓令第8号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日本部訓令第13号)
この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月18日本部訓令第8号)
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日本部訓令第8号)
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。